

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 上場株の評価損が計上できる場合とは

Q：当社は上場有価証券を所有していますが、株価は下がる一方です。どんな場合に評価損を計上することができるのでしょうか。

A：事業年度終了の時における価額が、その時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれない場合に評価損を計上できます。

#### 【解説】

法人税法では、原則として自己の所有する有価証券が評価減しても損金の額に算入できませんが、特定の事実該当する場合には、法人が評価損を損金経理したときにはこれを認めることとされています。

上場有価証券（企業支配株式を除く）についての特定の事実とは、

- ①事業終了年度の時における価額が、その時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、
- ②近い将来その価額の回復が見込まれない場合をいいます。

評価損を計上する際の判定は、銘柄ごとに行わなければならない。

また、有価証券を評価替えする場合の時価は、譲渡される場合に通常付される価額（つまり証券取引所を通じて自由に売買できる価額）を採用します。

なお、低価法を選定している場合には、上記の要件を満たしていなくても、有価証券の取得価額と期末日現在の時価（再取得価額）のいずれか低い価額で評価できます。

